

下松市文化会館大ホール及び展示ホール  
ネーミングライツ・パートナー募集要項

1 趣旨・目的

民間業者との協働による施設の長期的、継続的な運営基盤の確立及び施設の魅力向上による市民サービスの向上等を目的として、下松市文化会館大ホール及び展示ホールの愛称を命名する権利（命名権。以下「ネーミングライツ」という。）を付与する民間事業者（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）を募集します。

2 対象施設

- (1) 下松市文化会館大ホール
- (2) 下松市文化会館展示ホール

| 施設の概要          |   |
|----------------|---|
| 所在地            | 下松市中央町21番1号                                       |
| 開館年            | 平成5年（1993年）                                       |
| 所有者            | 下松市   |
| 開館時間           | 9時～22時  |
| 休館日            | 毎週水曜日（水曜日が祝日の場合はその翌日）<br>年末年始（12月29日～1月3日）        |
| 延床面積           | (1) 大ホール<br>客席828㎡、舞台448㎡<br>(2) 展示ホール<br>フロア360㎡ |
| 収容人数<br>(座席数等) | (1) 大ホール<br>1,000席、車いす7席<br>(2) 展示ホール<br>可動床 300席 |
| 昨年度利用者数        | (1) 大ホール 30,487人<br>(2) 展示ホール 18,938人             |
| 周辺施設           | ゆめタウン下松・星プラザ<br>駐車場 約2,000台                       |

※その他施設に関する詳細はスターピアくだまつホームページ  
(<https://www.starpiaa.or.jp>) を御参照ください。

### 3 応募資格

次の要件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の第2項の規定に該当しないこと。
- (2) 本市の入札参加資格者に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がなく、経営が著しく不健全と認められないこと。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以降を審査基準とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）
- (5) 国税、県税、市税及び市の手数料等に滞納がないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）、暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者又はその統制下にある者であること。
- (7) 役員等が、暴力団及びその構成員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (8) ギャンブルに関する業種又は事業者には該当しないこと。
- (9) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあるものその他社会問題を起こしているものではないこと。
- (10) 下松市有料広告の募集及び掲載に関する基準（平成21年制定。以下「広告基準」という。）第5条に該当しないこと。  
    《風俗営業の業種、消費者金融に関する業種》
- (11) 直近3期分の決算において債務超過がないこと。（申込時点で3期を経過していない法人は応募できません。）
- (12) 本市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び信用をそなえていること。

#### 4 ネーミングライツ・パートナーの特典等について

##### (1) 愛称の付与

下松市文化会館大ホール及び展示ホールの愛称として、ネーミングライツ・パートナーの法人名又はネーミングライツ・パートナーが有する商品名等を以下の取扱いのもとで付与することができます。

① 愛称は、施設にふさわしいものとし、わかりやすく市民に親しまれるものとしします。

② 下松市文化会館大ホール及び展示ホールの愛称には「スターピアくだまつ」の表記を入れてください。また、大ホールと展示ホールの区別がつく愛称としてください。

(例「スターピアくだまつ〇〇大ホール」、「スターピアくだまつ△△展示ホール」)

③ 愛称の決定にあたっては、本市の承認を受ける必要があります。また、本市との交渉の過程で、愛称の変更を依頼する場合があります。

④ 決定した愛称（表示に関してロゴマーク等を作成した場合はこれを含む。以下同じ。）に関する知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。）は、本市が無償で使用できるものとしします。

⑤ 契約期間内の愛称の変更はできません。ただし、ネーミングライツ・パートナーが社名を変更する場合等、変更に係る相当の理由があると認められる場合は、この限りではありません。

⑥ 本市が愛称を利用する場合は、会館の名称（スターピアくだまつ大ホール、スターピアくだまつ展示ホール）及びその略称を併記することがあります。

⑦ 国又は県への補助金申請及び市議会での議案に関するもの等については、正式名称を使用します。

⑧ 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用できません。

ア 下松市有料広告の掲載に関する要綱（平成21年制定。以下「広告要綱」という。）第4条及び広告基準第6条に「広告媒体に掲載しない」と規定されている内容に該当するもの

《法令等に違反するもの、公序良俗に反するもの等》

イ 社会問題その他についての主義、主張にあたるもの

ウ 個人の氏名

エ 商標権及び著作権等の権利問題について問題があるもの

オ 市長が愛称として適切でないと認めるもの

## (2) 愛称の表示

下松市文化会館大ホール及び展示ホールの看板、銘板及びサイン表示（以下「看板等」という。）の変更、新規設置を以下の取扱いのもとで行うことができます。

- ① 看板等の設置（変更、新規設置のいずれの場合も含む。以下同じ。）にあたっては、設置の是非、施工の場所、範囲、内容、時期等について本市の承認を得る必要があります。
- ② 看板等に起因する事故等（愛称が第三者の商標権等を侵害したことにより生じた損害等を含む。以下同じ。）については、ネーミングライツ・パートナーが一切の責任を負うものとします。
- ③ 下松市景観条例（平成24年下松市条例第34号。関係規則等を含む。）を遵守する必要があります。
- ④ 広告要綱第4条及び広告基準第6条に「広告媒体に掲載しない」と規定されている内容、第7条に「掲載しない」と規定されている内容、第8条の掲載基準に反する内容に該当する看板等その他市長が適切でないとする看板等は設置できません。  
《法令等に違反するもの、公序良俗に反するもの等》
- ⑤ 興行等による施設利用者から、呼称の表示の遮蔽及びネーミングライツによる呼称の不使用等の要請があった場合、期間を定めて当該要請に応じることができるものとし、このことに伴う市等からの保障は行いません。
- ⑥ 契約期間終了時はネーミングライツ・パートナーの責任（負担費用を含む。）において原状に回復する必要があります。

## (3) 申込者からの提案

その他、特典の提案が可能です。当該提案については、法令等への適合を踏まえて、その可否を判断します。

## 5 ネーミングライツ料等の提案

### (1) ネーミングライツ料

- ① ネーミングライツ料の提案金額を年額で提示してください。  
（万円単位）
- ② 本市の希望金額は「年額100万円以上」（消費税及び地方消費税が別途必要となります。）、期間は「3年以上」とします。
- ③ ネーミングライツ料は年払いとし、原則として、毎年度4月末までに当該年度分を一括して納付していただきます。

## (2) 役務等の提供（任意）

施設の魅力向上のための役務等（施設の維持管理、設備の更新その他施設を活用したサービス等）の提供を提案することが可能です。

提案された内容は、本市でその可否を判断します。

## 6 契約期間

契約期間（愛称の使用期間）は令和8年4月1日から、3年以上とします。ただし、本市が承認した場合に限り、契約期間前であっても、本市が指定する日から看板等の設置や出版物への愛称表示等を行うことができるものとします。

## 7 費用負担等

ネーミングライツに関する費用負担は次のとおりとします。

| 区分  | 費用負担 |                |
|---|------|----------------|
|   | 市    | ネーミングライツ・パートナー |
| 看板等の設置及び点検、修繕等の安全管理、維持等に要する経費                     |      | ○              |
| 看板等に起因する事故等                                       |      | ○              |
| 契約期間終了後の原状回復に要する経費                                |      | ○              |
| 本市及び指定管理者が発行している印刷物等<br>(パンフレット、ホームページ等)の表示変更【※1】 | ○    |                |

【※1】印刷物等の表示の変更時期については、残部数や改定時期等を勘案し、関係機関等と協議のうえ決定します。

※本市の費用負担部分について、その全部又は一部をネーミングライツ・パートナーが負担することを妨げるものではありません。

※定めのないリスクが生じた場合は、本市とネーミングライツ・パートナーが協議のうえ、その負担を決定します。

## 8 応募方法

### (1) 提出書類 (各 1 部)

- ① 「下松市文化会館大ホール及び展示ホールネーミングライツ・パートナー」申込書 (様式 1)

※応募資格等についての誓約及び施設の魅力向上に関する提案等を含みます。

- ② 法人概要 (様式 2)
- ③ 同意書 (様式 3)
- ④ 損益計算書・貸借対照表 (直近 3 期分)
- ⑤ 登記事項証明書 (商業登記簿謄本)
- ⑥ 税務署発行の納税証明書 (その 3 の 3)

※提出書類⑤、⑥については、書類提出時点で発行後 3 か月以内の原本とします。

※様式は令和 7 年 7 月 2 8 日 (月) ~令和 7 年 8 月 2 9 日 (金) の間、下松市のホームページからダウンロードできます。

(下松市ホームページ : <https://www.city.kudamatsu.lg.jp>)

### (2) 申込期間

令和 7 年 7 月 2 8 日 (月) ~令和 7 年 8 月 2 9 日 (金) << 必着 >>

### (3) 申込・問合せ先

下松市教育委員会生涯学習振興課社会教育係

〒744-8585 下松市大手町三丁目 3 番 3 号 (5 階①窓口)

※郵送又は持参してください。

(持参の場合の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 9 時~午後 5 時)

T E L : 0833-45-1870 F A X : 0833-45-1865

E-mail : [shakyou@city.kudamatsu.lg.jp](mailto:shakyou@city.kudamatsu.lg.jp)

### (4) 質問及び回答

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

#### ① 期間

令和 7 年 7 月 2 8 日 (月) ~令和 7 年 8 月 8 日 (金)

#### ② 提出方法

様式 4 を持参、E-mail、F A X のいずれかの方法で「(3) 申込、問合せ先」に提出してください。

※E-mailで提出した場合は、受付完了をメールでお知らせします。(当該メールがない場合は電話で御連絡ください。)

※FAXで提出した場合は、送信した旨を電話で御連絡ください。

- ③ 回答方法：令和7年8月22日（金）までに、法人名等を除き、質問と回答を市のホームページで公表します。なお、回答は数回に分けて公表（掲載）する場合がありますので、随時市のホームページを御確認ください。

## 9 審査

- (1) 本市の関係者で構成する選定委員会において、提出書類に基づき次の項目について審査し、評点の合計が最も高い申込者1名を優先交渉権者として選定します。

| 審査項目            | 主な審査基準   | 配点   |
|-----------------|--|------|
| ネーミングライツ料       | ・ネーミングライツ料の提案額   | 50点  |
| 愛称使用期間の設定       | ・愛称使用期間の提案年数   | 15点  |
| 愛称<br>【※1】      | ・愛称の命名条件を満たしているか<br>市民に誤解や混乱を与えるおそれがないか<br>親しみやすさ、分かりやすく呼びやすいか<br>(大ホール、展示ホールの区別が付きやすいか) | 20点  |
| 応募法人の状況<br>【※2】 | ・経営の安定性・・・5点<br>(財政状況及び経営状況)<br>・地域密着度・・・5点<br>・施設の魅力向上への貢献・・・5点                         | 15点  |
| 合 計             |  | 100点 |

【※1】選考委員会における審査の結果、提案された愛称が、市民に誤解や混乱を与えるおそれがあると判断した場合等は、愛称の修正について協議することがあります。

【※2】地域密着度、施設の魅力向上への貢献については、申込書（様式1）の「応募動機」、「施設の魅力向上に関する提案」及び「その他PRポイント・要望等」の記載内容を参考に評価します。

※プレゼンテーションは行いませんが、提出された書類内容確認のため、個別に連絡させていただく場合があります。

※集計した点数が同点の場合は、ネーミングライツ料の点数が高い申込者の順位を上位とします。

※申込者が1者の場合も、ネーミングライツ・パートナーとしての適性等について審査します。

(2) 審査結果は、すべての申込者に書面で通知します。

## 10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。また、優先交渉権者が契約を締結するまでの間に、次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者としての選定を取り消し、当該優先交渉権者とは契約を締結しません。

- (1) 申込者が応募資格を満たさない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に不備がある場合
- (3) 提出されたネーミングライツ料が著しく低いと認められる場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 契約を履行することが困難であると認められる場合
- (7) 審査の公平性を損なう行為があった場合
- (8) 本要項に反した場合
- (9) その他市長がネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと判断した場合

## 11 ネーミングライツ・パートナーの決定

- (1) 本市と優先交渉権者との間で、契約内容について、応募書類を基本とした協議を行い、双方が合意に至った時点でネーミングライツ・パートナーとして決定し、契約を締結します（別紙「契約書案」参照）。ただし、市が優先交渉権者との合意の可能性がないと判断した場合は、優先交渉権者との協議を打ち切り、次点者との協議を行います。
- (2) 契約締結後に、ネーミングライツ・パートナー、下松市文化会館大ホール及び展示ホールの愛称等を公表しますが、他の申込者の情報は公表しません。

## 1 2 その他

- ① 現地視察は、指定管理者（下松市文化振興財団）の許可を得て行ってください。
- ② 応募及び契約に関する経費等は、すべて申請者の負担とします。
- ③ 提出された書類の内容は、市から補正を求めた場合を除き、変更することはできません。
- ④ 応募は1法人につき、1件とします。
- ⑤ 提出された書類は返却しません。
- ⑥ 提出された書類は、必要に応じて複写します。（使用は市役所内及び審査委員会での審査に限ります。）
- ⑦ 提出された書類は市の公文書となるため、公文書開示請求が提出された場合は、下松市情報公開条例（平成16年下松市条例第6号）に基づき取り扱います。
- ⑧ 契約の締結にかかる契約保証金については、下松市契約規則（平成27年下松市規則第7号）第29条第6号の規定により免除します。
- ⑨ 愛称の使用期間の終了に際し、原則としてその12月前までに本市又はネーミングライツ・パートナーのいずれからも特段の意思表示がない場合は、同一の契約期間において、契約を自動的に更新するものとします。
- ⑩ 下松市文化会館の管理運営は、下松市及び指定管理者（下松市文化振興財団）が行います。
- ⑪ 本市は、決定した愛称をイベント等の様々な機会で積極的に使用します。

## 1 3 スケジュール

公募開始から愛称の使用開始までのスケジュールは、以下のとおりです。

|               | 期間・期日        |
|---------------|--------------|
| 公募開始          | 令和7年7月28日（月） |
| 質疑締切日         | 令和7年8月8日（金）  |
| 質疑回答日         | 令和7年8月22日（金） |
| 申込期限          | 令和7年8月29日（金） |
| 選定委員会による審査    | 令和7年9月中旬     |
| 審査結果の通知       | 令和7年9月中旬     |
| 契約締結          | 令和7年9月下旬まで   |
| 愛称の使用開始日      | 令和8年4月1日（水）  |
| ネーミングライツ料納付期限 | 令和8年4月30日（木） |